2021.4月改訂

要介護(要支援)認定を受けるには

身体状況の悪化や認知症などにより、介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定が必要です。市に申請すると、およそ30日で認定結果が通知されます。

要介護認定は、認定調査と主治医の意見書により、介護の手間のかかり具合(要介護度)を審査会において判定します。要介護度により、在宅サービスへの支給限度額や施設の利用料金等が異なります。

利用者(被保険者)

本人や家族のほか、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)や、介護保険施設にも頼めます。

受付

高齢者あんしん支援センター
市役所本庁・各行政センターの窓口

認定調査・申請書の提出

認定調査は、市の職員や、市から委託を受けた居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が家庭等を訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。
◎調査時は原則家族等の同席をお願いしています。

コンピュータによる判定

心身の状態などの調査の結果をコンピュータに入力し、介護の基準時間を推計します。

主治医の意見書

訪問調査の際に調査項目に関連して書き取ってきた事項(特記事項)

本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。(市から依頼します)

介護認定審査会による審査判定

審査会の委員は、保健・医療・福祉に関する専門家4人程度で構成されます。

認定結果に不服がある場合、県の「介護保険審査会」に申し立てができます。

通知

- 非該当
- 要支援1
- 要支援2

認定 → 通知

- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

申請からおよそ30日で認定結果が通知されます。

利用できる介護サービス

非該当

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の利用をお勧めします。高齢者あんしん支援センターへご相談ください。

要支援1・2

介護保険の介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が利用できます。

要介護1~5

介護保険の介護サービスが利用できます。

ケアプランの作成

※ケアプランにないサービスは使えません。

ケアプランに基づいたサービスが利用できます。一定期間ごとにサービスの効果を確認し、利用するサービスを見直します。

介護予防のケアマネジメント

高齢者あんしん支援センターが利用者の状態に合ったケアプランを作成します。
(ケアプラン作成を居宅支援事業者に委託することもあります)

介護給付のケアマネジメント

居宅介護支援事業者等のケアマネジャーが、利用者の状態に合ったケアプランを作成します。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

制度の概要

総合事業では、従前の通所介護・訪問介護と同様なサービスのほか、いきいき体操教室やふれあいサロンなど、介護予防や生活支援のニーズに応える多様なサービスを総合的に提供しています。

総合事業サービスを利用できる人

介護予防・生活支援サービス事業(従前の訪問介護・通所介護相当サービス、短期集中予防サービス、市独自基準サービス)は、要支援1・要支援2の認定を受けた人及び基本チェックリスト(生活状況等についての簡単な調査)の結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の人(事業対象者)が対象となります。

一般介護予防事業(ふれあいサロン、認知症予防教室など)は、65歳以上のすべての人が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業の利用方法

窓口において、利用されるサービスの種類・回数などをもとに、要介護認定調査か基本チェックリストかを選択していただきます。基本チェックリストを選択された場合は、後日高齢者あんしん支援センターの職員が訪問して、基本チェックリストを実施し、該当となれば、サービスを利用することが可能となります。

まずは、窓口(市役所高齢者福祉課、各行政センター、高齢者あんしん支援センター)へご相談ください。

在宅サービス支給限度額

要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

在宅で1か月間に利用できる介護保険のサービス利用料金の上限額

この上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた部分は全額利用者負担になります。

サービス利用額のうちかかった費用の1~3割が自己負担となります。この負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されています。

更新申請のお知らせ

要介護認定には有効期間が定められており、引き続き介護サービスを希望する場合は、有効期間が終了する前に更新の手続きが必要です。

更新の手続きは、有効期限が終了する60日前から行うことができます。

更新の時期には、市または居宅介護支援事務所(ケアマネジャー)から連絡します。

サービスの利用がない場合は、必ず更新する必要はありません。
相談・再申請はいつでもできますのでご安心ください。

【連絡先】
693-8530出雲市今市町70
出雲市役所健康福祉部
高齢者福祉課　介護認定係
☎(0853)21-6971
21-6738
21-6739

高齢者あんしん支援センター連絡先　出雲:25-0707　平田:63-8200　佐田:84-0019　多伎:86-7122　湖陵:43-7611　大社:53-3232　斐川:73-9125